

きりしま

鎌田会頭と中重市長、

国に要望を行う!!

令和二年十二月七日・八日にかけて、鎌田会頭と中重霧島市長が、国道三三〇号(亀割峠区間)の整備促進について国(財務省・国土交通省)に対して要望活動を行ってきました。



商工会議所会員数(2月1日現在)

総会員数 1,336 事業所

個人企業 589 事業所

法人企業 747 事業所

市の人口と世帯(2月1日現在)

総人口 124,976 人

男 60,305 人

女 64,671 人

世帯数 61,603 戸

主な内容

◆個人事業主の皆様へ P2

◆36協定届が新しくなります P5



Kirishima
Chamber of commerce
and Industry

霧島商工会議所

発行所／霧島商工会議所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目44番36号

TEL (0995) 45-0313 FAX (0995) 45-5662

URL : <http://www.kirishima-cci.or.jp> E-mail : dai@kirishima-cci.or.jp

個人事業主の皆様へ 申告期限が延長されました。

○申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年 4月15日(木)
個人事業者 の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

○振替日

税 目	当 初	延 長 後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年 5月31日(月)
個人事業者 の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年 5月24日(月)

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶 予 制 度 が あ り ま す

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要 件 （ 換 価 の 猶 予 ）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内 容 （ 猶 予 が 認 め ら れ る と ）

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減**（注）されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
（3ページをご参照ください。）

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個 別 の 事 情 の 具 体 例 （ 納 税 の 猶 予 ）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内 容 （ 猶 予 が 認 め ら れ る と ）

- ① 原則として **1 年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に 1 年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除**されます。
（注）通常 年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和 3 年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（納税の猶予：国税通則法第 46 条）

猶 予 の 申 請 方 法 等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁 H P から入手可能）又は **e-Tax をご利用ください**。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします**。

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



国税の猶予の詳細はこちら



新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な事業主の皆様へ

納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがありますので、お早めに管轄の年金事務所へご相談ください。（ご相談は電話でも受け付けています。）

※ 納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。（令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象）

厚生年金保険料等の猶予制度を受けた場合

- 猶予期間中の各月に分割して納付いただけます。
- 猶予期間中は、延滞金が年 8.8%から 1.0%に軽減されます。
- 財産の差押や換価（売却等現金化）が猶予されます。

猶予を受けられる期間

- 猶予期間は、原則、1年以内となります。
- なお、1年の猶予期間での納付が困難な場合には、資力等の状況を確認の上、1年を超える期間を前提とした分割納付も認められることがあります。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

担保の提供

- 担保を提供できることが明らかな場合を除いて担保の提供は不要となります。

※ 国税、地方税又は労働保険料等に猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

2021年4月～

36協定届が 新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

- 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。
※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表^(※)についてのチェックボックスが新設されます。
※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

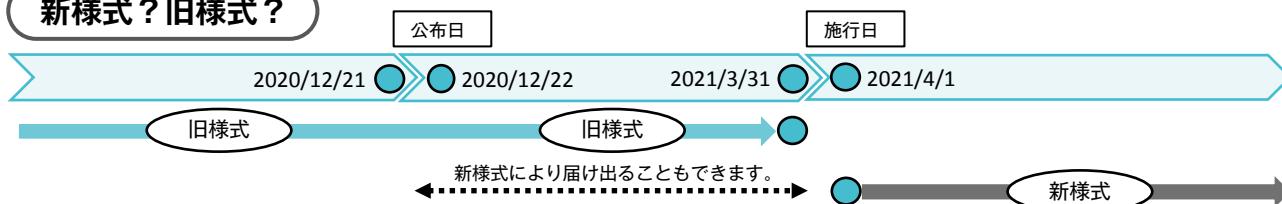
！ 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

！ 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓ 管理監督者でないこと
- ✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。

Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結

② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入

③ 36協定届を労働基準監督署に届出

電子申請による
届出が可能

④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

労働者代表

使用者

労働基準監督署



①合意のうえ、締結

36協定
(労使協定)



③36協定届を届出

36協定届



②36協定(労使協定)の
内容を36協定届に記入

④労働者に周知

36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式



検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件



検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子



検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)

霧島市新型コロナウイルス対策経営改善促進助成事業

新型コロナウイルス感染症により売上等が減少するなど経営の安定に支障をきたしている市内中小企業等の経営の改善を図るため、新型コロナウイルス関連の制度資金を借り入れた事業者のうち、一定の要件を満たす事業者に対し、助成を行います。

対象者

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間に、下記制度資金の借り入れを行った市内に事業所のある中小企業者等

対象資金

区分	資金種別
鹿児島県中小企業融資制度	■セーフティネット対応資金（4号のみ） ■新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金
日本政策金融公庫	■新型コロナウイルス感染症特別貸付 ■新型コロナウイルス対策マル経融資 ■生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ■新型コロナウイルス対策衛経融資
商工組合中央金庫	■新型コロナウイルス感染症特別貸付 （中小企業向け制度に限る。）

※1 申請時点で現に上記資金の借入を実行中の資金が対象となります。

※2 【既に借り換えを行っている資金】や【霧島市商工業資金利子補給補助金の交付を受ける資金】は対象となりません。

助成金額

1 事業者あたりの総借入額の **1 パーセント**（1 事業者あたり**10万円**を限度）

※ 総借入の限度額は、1,000万円です。複数の対象資金の合算も可能です。

申請手続き

①申請書類（市ホームページでご確認ください。）

- ・申請様式一式
- ・信用保証書の写し（鹿児島県中小企業融資制度の資金に限る。）
- ・申請者が融資を受けた金融機関が発行する融資実行日、資金種別及び返済予定が記載された書類の写し
- ・助成金の振込先口座に係る通帳の写し 等

②申請方法

- ・原則として**郵送**（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いします。）
- ・霧島商工会議所、霧島市商工会の会員は、それぞれ所属する**商工会議所、商工会に郵送**してください。

③申請書類公開時期

申請書類は、**令和3年2月1日（月）から公開**しますので、同日以降に市ホームページでダウンロードしていただくか、本庁や各総合支所、市民サービスセンターでお受け取りください。

申請受付

令和3年**2月8日（月）**から**3月8日（月）**まで ※当日消印有効

●お問い合わせ先

霧島市商工振興課 TEL **0995-64-0912**

土日・祝日を除く
午前8時15分～午後5時

霧島市ホームページ URL <http://www.city-kirishima.jp>

コロナ対策経営改善促進助成

検索

年頭のご挨拶



霧島商工会議所青年部 令和二年度会長
小田原 惇

あけましておめでとうございます。皆様におかれましては健やかな新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は霧島商工会議所青年部（霧島 YEG）の諸活動に対しまして、多くの皆様方から格別のご支援ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

昨年 4 月の定期総会において、皆様の推挙をいただき霧島商工会議所青年部 18 代目会長の任を授かり、初めての新年を迎えました。日々責任の重さを感じております。

さて昨年は振り返りますと、コロナ禍において多くの事業が中止の判断や事業縮小を余儀なくされた年でもございました。『第 56 回霧島国分夏まつり』では金丸実行委員長のもと、青年部が主管となり準備を進めてまいりましたが、全国的なコロナウイルスの影響を受けて中止の判断といたしました。中止や事業縮小の中でも「霧島市飲食店エールプロジェクト」では金丸団長がコロナ禍において経営に支障が出ている市内の飲食店を応援する為に、クラウドファンディングを用いた応援企画を立ち上げ支援者を募りました。そして、当初の目標金額を上回る 2,948 万円のご支援を頂きました。市内外はもとより全国からのご支援ご協力をいただきました多くの皆様に改めて感謝申し上げます。

本年も、霧島商工会議所青年部員 39 名一丸となり邁進してまいります。今後とも皆様のより一層のご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルスが一刻も早く終息することを願い、皆様方のこの新しい年がより良き年になるよう心よりご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和2年度 第1回臨時総会

1 月 13 日（水）霧島商工会議所にて第 1 回臨時総会を執り行いました。令和 3 年度の会長と常任委員について議題が用意され、立候補による会長選出並びに常任委員の選出があり、審議の結果全会一致で可決されました。



霧島商工会議所青年部

部員求む!

ホームページより申込書をダウンロードできます！詳しくはメールまたはお電話にてお問い合わせください。
web: <http://kirishima-yeg.com/> mail: info@kirishima-yeg.com/

ホームページ
QRコード



霧島商工会議所青年部では「人づくり・街づくり」を合言葉に様々な活動をしています。
活動を通じて、多くの方々と出会い、
世代を超えて熱い交流をしていきましょう。
さあ、あなたも一緒に「人づくり・街づくり」を目指しましょう!

入部資格

- ★霧島商工会議所の会員企業で40歳までの方。
- ★経営者・後継者および企業の方。
- ★事業所の代表者または後継者以外の方は、勤務先の代表者の推薦も必要です。

霧島商工会議所青年部

TEL:0995-45-0313 FAX:0995-45-5662

訪問 気になるお店 ①

溶岩焼 鳥金

代表者 田中 昭二

★場所

霧島市野口北4-5
☎0995-5617366

★創業

平成30年8月1日

★営業時間

17時～翌1時

★定休日

月曜日

★座席数

65席

★おすすめ品

4等級黒毛和牛
くろさつま地鶏

★お店のPR

こだわりの鶏料理や、釜炊きした銀しゃりをお腹いっぱい食べられます！



Instagram QR



MAP QR



訪問 気になるお店 ②

Lifegenic

代表者 竹崎 真奈美

★場所

霧島市国分中央3丁目9-20
国分パークプラザ1階
☎0995-5518626

★開設日

令和3年2月5日

★営業時間

平日 9時～12時

土曜日 9時～12時

★定休日

日・祝日・その他

★お店のPR

医療・介護・保育を専門とする人材紹介センターです。求人サイト「ワークる」を運営し、鹿児島全エリアを対象とした就職の斡旋をしています。

また、法人様の経営コンサルティングも行っております。

近年、求職者は様々な角度から就職先を探す傾向にあります。弊社求人サイトの掲載法人様を全力でサポートさせていただきますので、今後ともよろしく願います。



MAP QR



独占禁止法相談ネットワークの御利用をお待ちしています

このようなことでお困りではありませんか？「どんな情報交換をすると問題なの？」「注文どおりなのに返品された！」「うちは消費税増税分は支払わないよ！」

霧島商工会議所では、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法に関する御相談を受け付けています。内容、御希望により、公正取引委員会の窓口を紹介します。



相談窓口：霧島商工会議所 TEL.0995-45-0313